相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市椚田町五三一番地一、最後の住所東京都八王子市泉町一一〇四番地九

被相続人　亡　生田目剛男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区別所二丁目一六九〇番地、最後の住所東京都北区東十条六丁目五番一五号アイムス赤羽

被相続人　亡　福田千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

東京都中央区銀座五丁目一四番八号銀座ワカホビル四階クラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子

（登録姓　坂田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南一丁目五一〇番地、最後の住所東京都町田市木曽東四丁目一一番イ六―四〇三号

被相続人　亡　佐々木千佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東小松川四丁目七番、最後の住所千葉県鎌ケ谷市東初富二丁目一〇番二四号（アイランドシャルム一〇二）

被相続人　亡　遠藤　盛雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

事務所東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー六階佐藤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　祐大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣市文殊一九五七番地、最後の住所岐阜県本巣市文殊一九五七番地

被相続人　亡　矢野　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

事務所岐阜市泉町四一番地富士火災岐阜ビル一階　ティアレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市東椎路三六四番地、最後の住所静岡県沼津市東椎路三六四番地エンゼルハイム東椎路三〇五

被相続人　亡　杉山　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

静岡県沼津市御幸町一八番一三号平澤ビル三階　駿河綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市樫山町字河瀬二五番地、最後の住所愛知県岡崎市鴨田町字広元二二二番地サンシティグランロード大樹寺二〇五

被相続人　亡　鈴木　三平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル二階　牧野・櫻井法律事務所

相続財産管理人　牧野　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市寺戸町瓜生一三番地三、最後の住所京都府向日市寺戸町瓜生一三番地の三瓜生ハイツ二〇七

被相続人　亡　寺西　岸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

事務所京都府福知山市昭和新町一五三―一メゾン・ド・リーブル一〇一　小川総合司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　小川　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区旭町三丁目四九番地、最後の住所大阪府門真市常称寺町一〇番一号エイジフリー・ライフ大和田三二五号

被相続人　亡　芳賀　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

大阪市中央区北浜二丁目三番六号北浜山本ビル七階

相続財産管理人　弁護士　千葉　康平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市三田町八八七番地五、最後の住所大阪府和泉市池田下町二〇七―六ミゾノカワC一〇一号室

被相続人　亡　辻　喜代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階

相続財産管理人　弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市上四条町一四四七番地、最後の住所大阪府東大阪市上四条町二七番地二九号

被相続人　亡　平塚　裕彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階

相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市久保木町四五一番地、最後の住所兵庫県小野市久保木町四五一番地

被相続人　亡　治居　主税

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十四日

兵庫県姫路市北条一丁目二八五―一〇

相続財産管理人　弁護士　立花　隆介

新設分割のお知らせ

当社は、新設分割（簡易分割）により新設する株式会社日本アイシス（住所東京都千代田区神田錦町二丁目一番八号）に対して、当社の商品卸売・小売事業の権利義務の一部を承継させることにいたしましたのでお知らせいたします。

当社の取締役会の承認決議は平成二十九年一月二十七日に終了しております。

平成二十九年三月十四日

東京都千代田区岩本町三丁目一番二号

研光通商株式会社

代表取締役　芋生　龍哉